

答 申

【諮問件名】

米子市防犯カメラによる画像の記録収集の可否について

1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から令和元年11月11日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

なお、本件諮問は、当初、市が設置する防犯カメラ全般に係る個人情報の収集の可否について諮問されたものであったが、その後、実施機関から、諮問内容を精査した結果、本件諮問については米子市本庁舎（以下単に「本庁舎」という。）に設置予定の防犯カメラ（以下「本件防犯カメラ」という。）に係る個人情報の収集の可否に限定して諮問したものとして審査されたい旨の申し出があったため、当審査会はこの申し出に基づき審査を行ったものである。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

一般に、防犯カメラとは、犯罪抑止を目的として不特定多数の人が出入りする場所等に設置されるカメラである。防犯カメラにより撮影し、記録媒体に記録された画像に個人情報が含まれていた場合、この個人情報は、防犯カメラの設置者が当該個人情報に係る本人から収集したものではなく、設置者自らが当該本人の同意を得ることなく収集したものということになる。この個人情報の収集に関し、当該個人情報に係る本人から個別に同意を得ることは、あらかじめ設置した防犯カメラにより自動的に撮影し記録するという収集手段の性質上、困難であると言わざるを得ない。

個人情報の収集に関し、米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）においては、第7条第1項に、実施機関は個人情報を収集するときは、その目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行わなければならないと定められている。また、条例第7条第2項において、個人情報の収集は、原則として当該個人情報に係る本人から行わなければならないとされており、その例外となる場合について、同項第1号から第6号までに掲げられている。本件防犯カメラにより記録される個人情報の収集（以下「本件本人以外収集」という。）について条例に照らせば、条例第7条第2項第1号から第5号までに該当しないため、同項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

本件本人以外収集の対象となる個人情報は、本件防犯カメラにより電磁的記録として記録されるもの（以下「画像データ」という。）であり、具体的には、個人の容ぼう、姿態、行動（以下「容ぼう等」という。）である。防犯カメラの設置・運用は、設置者の自由に委ねられているのが現状であるが、「何人も、その承諾なしに、みだ

りにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有する」（最高裁大法廷昭和44年12月24日判決）のであり、防犯カメラによって、その設置者が無制限に人の容ぼう等を撮影し、その画像データを記録、保管するとしたら、撮影される個人の権利利益を害するおそれがある。

そこで、防犯カメラの有用性を踏まえつつ、個人の権利利益の保護に配慮した防犯カメラの設置及び管理並びに画像データの管理に関する適正な運用方針を策定し、それを厳格に運用することが必要不可欠である。

3 個人情報収集に係る公益上の必要について

警察庁が取りまとめている犯罪統計において、平成31年1月から令和元年12月までの間に発生した全国の官公署荒しの件数は、176件である。近隣市町村でも、庁舎内で発生した事件で警察を呼ぶ事案が発生しており、本市においても、過去に職員に対する不当要求行為が原因で警察を呼ぶこととなり、来庁した市民等に不安を与えることとなった事案が発生している。しかし、このような事案を防止するため常時監視人を配置することは困難であることから、近隣の市町村においては、犯罪発生を抑止及び来庁者の安全確保を目的として、玄関口に防犯カメラを設置している事例がある。

実施機関から聴取したところ、本市においては、本庁舎は、日々多くの市民等が出入りする重要な基幹施設であり、本庁舎を利用する市民等の安全確保という観点から、この度、実施機関において、犯罪発生を抑止を目的として、本件防犯カメラの設置を計画したものである。加えて、本市においては、本件防犯カメラを災害時の対策の一助として、災害時等の避難誘導に利用することも視野に入れているとのことである。

近年、防犯カメラの設置については、全国的に犯罪事情が悪化する中で、官民間問わず犯罪発生を抑止又は防止を目的として増加している。例えば、飲食店・小売店においては、盗難などの防止対策として、出入口、レジ周辺、見通しの利かない店内及び駐車場等への設置が進んでおり、学校・保育所においては、不審者対策の一環として玄関等への設置が広がっている。その要因として、犯罪が発生した場合には、防犯カメラにより記録された画像データから犯人を特定することが容易になることから、防犯カメラを設置すること自体が犯罪発生を抑止に高い効果があると考えられていることが挙げられる。

また、災害時等の対策の観点からも、河川や道路等を映し出すライブカメラとして防犯カメラが全国で設置されており、自然災害が発生した場合における避難勧告及び避難誘導に役立てられている。

以上のような社会的背景から、本件防犯カメラを設置し運用することは、本庁舎に出入りする市民等の安心、安全につながることを期待されることから、本件本人以外収集には条例第7条第2項第6号に該当し得る公益上の必要があると認められる。

4 個人情報収集に係る個人の権利利益の保護について

本件防犯カメラの設置場所については、本庁舎における市民等の安全確保のために

防犯カメラの設置が有効と考えられる場所として、本庁舎における市民等の出入口であり災害時等に避難口となる、正面玄関、東側玄関、西側玄関及び宿日直室付近の4か所が選定されている。また、本件防犯カメラの撮影区域を必要最小限にするため、本件防犯カメラは庁舎外に向けず庁舎内に向けて設置することとされている。以上のことから、本件本人以外収集により収集される個人情報の範囲は必要最小限であると認められ、実施機関が本庁舎における市民等の安全確保のために講じ得る対策として、24時間体制の監視人の配置などが現状では困難であることを考慮すると、本件本人以外収集には必要性があり、かつ、代替性がないものと認められる。

ただし、行政機関である市が防犯カメラを設置するに当たっては、市民が安心して安全な生活を送ることのできる地域社会の形成を図ることを念頭に置き、人がみだりにその容ぼう等を撮影されない自由や権利との調和を図る必要があるから、実施機関においては、防犯カメラによる個人情報の収集に対する市民の理解を得ることに努めるべきである。この点について、当審査会が実施機関から提出された「米子市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」及び当該要綱の改正案により確認したところ、前述の改正案による改正後の当該要綱（以下「改正後要綱」という。）第5条第2項において、実施機関は、本件防犯カメラを設置する本庁舎内の見やすい箇所に、容易に視認することができる方法により、防犯カメラを設置している旨並びに防犯カメラ管理責任者の職名及び連絡先を掲示することとしており、これにより実施機関は、本件防犯カメラの撮影区域に立ち入る者に対して理解を求めることとしている。

ゆえに、当審査会は、個人情報の収集に係る個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

なお、実施機関におかれては、市のウェブサイトや広報等により本件防犯カメラの設置目的や運用方針を広く周知し、市民等の一層の理解を得ることに努められたい。

5 個人情報の保護対策について

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の適正な収集のみならず、収集した個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。したがって、実施機関は、本件防犯カメラにより記録された画像データの保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件本人以外収集が個人の権利利益の侵害につながることをないようにしなければならない。

本件防犯カメラにより撮影された画像データは、レコーダーにより記録される。当該画像データは、改正後要綱第7条第1項第1号に基づき、保存期間を原則14日間とし、この保存期間を経過した画像データについては、自動的に消去することとしている。当該レコーダーは、改正後要綱第7条第3項に基づき、本庁舎建物内の監視室内に設置し、職員が不在となる場合は監視室のドアを施錠することで盗難を防止する。また、実施機関に聴取したところ、当該レコーダーを操作できる者を限定し、ログイン画面でパスワードを入力しないと起動及び各種操作ができないようにすることとしている。さらに、当該レコーダーについては、独立した専用回線を導入することで

セキュリティ上の対策を講じることとしている。

以上により、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施されていると認められる。

また、実施機関から聴取したところ、画像データはあくまで犯罪発生の抑止及び災害時等の避難誘導への利用という本件防犯カメラの設置目的に沿って撮影、記録されるのであり、原則として、実施機関の職員が常時画像データを確認することはなく、実施機関以外の者への提供はしないこととしている。これにより、個人情報を利用する上での原則が定められていると認められる。

ただし、画像データの利用又は提供については、前述のとおり原則禁止されているものの、改正後要綱第6条によれば、法令又は条例の規定に基づく場合、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合及び当審査会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当な理由があると認める場合は、例外として利用又は提供する可能性があるとされている。しかし、そのような場合であっても、個人の権利利益を保護するという観点から、条例に基づき、当該利用又は提供については、特に厳格かつ慎重な判断を行うべきである。

当審査会は、実施機関から提出された「米子市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」及び当該要綱の改正案を中心として審査を行った。その上で、実施機関がこれを厳格に運用する限り、個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと考えるものである。

6 本件本人以外収集の可否（結論）

上記のとおり、本件防犯カメラを設置し運用することは、本庁舎での犯罪発生の抑止及び災害時等の避難誘導への利用が可能であり、本庁舎に出入りする市民等の安心、安全につながることを期待されることから、本件本人以外収集は公益上の必要があると認められる。

また、本件本人以外収集は、本件防犯カメラの設置目的である犯罪発生の抑止及び災害時等の避難誘導への利用を実現するために必要最低限の範囲内で行うこととしており、本件本人以外収集により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

さらに、収集された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められる。

よって、当審査会は、本件本人以外収集を可と認める。

なお、本答申は上記1で述べた通り、この度、本庁舎に設置予定の防犯カメラに係る個人情報の収集の可否について判断するものであり、今後、別の場所に防犯カメラを設置する場合は、改めて当審査会の判断を求めるよう要請するものである。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
令和元年 11 月 11 日	・ 実施機関から審査会に対して諮問
令和元年 11 月 14 日 (本件に係る審査会第 1 回目)	・ 実施機関による審議内容に係る説明 ・ 審議
令和元年 12 月 12 日 (本件に係る審査会第 2 回目)	・ 審議
令和 2 年 1 月 31 日 (本件に係る審査会第 3 回目)	・ 答申案の検討
令和 2 年 2 月 18 日 (本件に係る審査会第 4 回目)	・ 答申案の検討
令和 2 年 3 月 9 日 (本件に係る審査会第 5 回目)	・ 答申の決定